

日米租税条約議定書批准

EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したすべてアラートは、下記サイトからご覧になれます。

<https://www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html>

2019年7月17日、米国連邦議会上院は、2003年に締結した現行の日米租税条約を修正する議定書（「議定書」）を批准しました。当該議定書は2013年1月24日に両国間で合意され、日本では同年6月に批准されていますが、米国側の批准手続きが長年停滞していたものです。米国では、上院批准を受けてドラフトされる批准書が国務省経由で大統領府に送られ、大統領がこれに署名します。その後、日米間で批准書の交換が行われ、正式に議定書の効力が生じます。この手続きに要する期間は未定ですが、最長でも数週間以内に批准書の交換が実現するものと期待されています。

議定書に効力が生じた後、実際の適用タイミングは次のとおりです。

1. 源泉税に関しては、議定書の効力が生ずる日の3カ月後の日の属する月の初日以降適用（例、7月内に議定書の効力が生ずる場合には10月1日以降適用）
2. その他の租税に関しては、議定書の効力が生ずる年の翌年の1月1日以降に開始する課税年度より適用
3. 仲裁手続きに関しては、議定書の効力が生ずる日において日米税務当局が検討を行っている事案、またはそれ以降に検討が行われる事案については、議定書の効力が生ずる日より適用
4. 情報交換、租税徴収支援に関しては、議定書が効力を生ずる日より適用

米国で事業・投資を行う日本企業に関心が高いと思われる改正点は次のとおりです。

- ▶ 支払利息に対する源泉税を10%から0%(免除)に引き下げ
- ▶ 配当に対する源泉税率0%の適格要件を緩和。「50%超」の持分保有割合要件を「50%以上」に緩和。また「12カ月」の保有期間要件を「6カ月」に短縮
- ▶ 米国不動産持分(USRPI)の定義を米国内国法のものに統一。米国法人株式は原則USRPIとなるが、株式の発行体である法人が「過去5年間」に一度も米国不動産保有法人でなかったことを証明できる場合には、その株式はUSRPIの定義から除外される。従来条約では、株式の譲渡人が日本国居住者である場合、5年テストを適用せず、「株式譲渡時点」において株式の発行体が米国不動産保有法人でなければ当該株式はUSRPIとならないと解釈可能な規定が含まれていたが、当該規定を撤廃

▶ 課税事案が相互協議によって解決することができない場合における仲裁手続き規定の導入

▶ 租税債権の徴収に係わる相互支援(徴収共助)の対象を条約濫用事案から滞納租税債権一般に拡大

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacy をご確認ください。EYについて詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2019 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20190718

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp